

令和 8 年 6 月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 4 号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について.....	(1)
第 5 号	熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について.....	(3)
第 6 号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について.....	(4)
第 7 号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について.....	(8)
第 8 号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	(9)
第 9 号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	(11)
第 10 号	熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について.....	(13)
第 11 号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	(14)
第 12 号	財産の取得について.....	(15)
第 13 号	専決処分の報告及び承認について.....	(16)
第 14 号	専決処分の報告及び承認について.....	(23)
第 15 号	専決処分の報告及び承認について.....	(24)
第 16 号	専決処分の報告及び承認について.....	(25)
第 17 号	専決処分の報告及び承認について.....	(26)
第 18 号	専決処分の報告及び承認について.....	(27)
第 19 号	専決処分の報告及び承認について.....	(28)

報 告 目 録

報告第12号	専決処分の報告について.....	(29)
報告第13号	専決処分の報告について.....	(30)
報告第14号	専決処分の報告について.....	(31)
報告第15号	専決処分の報告について.....	(32)
報告第16号	専決処分の報告について.....	(33)

報告第17号	専決処分の報告について.....	(34)
報告第18号	専決処分の報告について.....	(35)
報告第19号	歯科保健対策の推進に関する施策の報告について.....	(37)
報告第20号	地産地消の推進に関する施策の報告について.....	(39)
報告第21号	い業振興に関する施策の報告について.....	(46)
報告第22号	家庭教育支援の推進に関する施策の報告について.....	(48)

第 4 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条の16第2項中「1,080円)」を「1,440円)」に改め、同項第1号中「710円」を「950円」に改め、同項第2号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

第25条の20第2項中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改める。

(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第19号作業の項中「840円(大規模な)」を「1,120円(大規模な)」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正)

第3条 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例(平成23年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に、「1,680円」を「2,240円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

第6条中「1,680円」を「2,240円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第1条改正後特殊勤務手当条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の熊本県警察

の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（以下「第3条改正後特殊勤務手当特例条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（手当の内払）

3 第1条改正後特殊勤務手当条例、第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例又は第3条改正後特殊勤務手当特例条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された手当は、当該各号に定める条例の規定による手当の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 第1条改正後特殊勤務手当条例
- (2) 第2条の規定による改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例
- (3) 第3条の規定による改正前の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例 第3条改正後特殊勤務手当特例条例

（提案理由）

国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額を見直す等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 5 号

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

15	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定により置かれる附属機関	会 長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる場合には、日額以外の方法で知事が定める額
		委 員	日額23,100円	
		臨 時 委 員	日額23,100円	
16	いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定により置かれる附属機関	委 員 長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる場合には、日額以外の方法で知事が定める額
		委 員	日額23,100円	
		臨 時 委 員	日額23,100円	
		調 査 委 員	日額23,100円	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表第1第16号」を「別表第1第18号」に改める。

（提案理由）

熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の業務内容を踏まえ、委員等の報酬の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 6 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第38条中「同条第63項」を「同条第65項」に改める。

第52条第1項中「限る。）」の次に「（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあった場合における当該住宅を除く。第59条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として施行令第37条の18第1項に規定する期間が5年以上であるもののうち同条第2項に規定するものの建替えにより新築された住宅を除く。）

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で省令第7条の6第1項に規定するもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

- (2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で省令第7条の6第3項に規定するもの

第52条第3項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第2項」を「第37条の19第2項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改める。

第59条第1項中「住宅（）」の次に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

第99条第1項中「（昭和26年法律第85号）」を「（昭和26年法律第185号）」に改める。

第109条第1項第5号中「身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で規則で定めるもの（以下この条において「身体障害者等」という。）1人」を「身体障害者等1人」に改め、同号アからウまでの規定中「身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で規則で定めるもの（以下この条において「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改め、同条第4項後段中「（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第7条中「の新築を」を「（第52条第1項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和11年4月1日から」に改め、「まで」の次に「の間」を、「当該取得が」の次に「令和11年4月1日から」を加える。

附則第8条の2第5項第3号中「第37条の18第3項各号」を「第37条の19第3項各号」に改める。

附則第9条第1項中「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するもの」に、「附則第5条第1項」を「附則第5条第2項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に、「その他の総務省令で定めるもの」を「その他の省令附則第5条第4項に規定するもの」に、「自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるもの」を「自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項に規定するもの」に改め、同項第1号中「総務省令で定めるもの」を「省令附則第5条第6項に規定するもの」に改め、同条第2項第2号中「で規定する」を「に規定する」に、「総務省令で定めるもの」を「省令附則第5条の2第2項に規定するもの」に、「省令附則第5条の2第2項」を「同条第3項」に改め、同条第3項第1号中「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第4項に規定するものに規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第5項に規定するものに規定す

る窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」に、「総務省令で定めるエネルギー消費効率」を「省令附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率」に、「以上のもので総務省令で定めるもの」を「以上のもので同条第7項に規定するもの」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第8項に規定するものに規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第9項に規定するものに規定する窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの」を「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第10項に規定するもの」に改め、同項第3号中「総務省令で定めるもの又は同項」を「省令附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに適合するもの」を「省令附則第5条の2第12項に規定するものに適合するもの」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの」を「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第13項に規定するもの」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和11年4月1日から施行する。ただし、第38条、第99条第1項、第109条第1項第5号及び第4項後段並びに附則第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第52条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第59条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第7条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 7 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「当該特別償却設備に係るもの」を「当該特別償却設備（対象特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産を除く。）に係るもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表3の項中「私立高等学校等専攻科（学校教育法第1条に規定する特別支援学校の専攻科を除く。以下この項及び13の項において同じ。）」を「学校教育法第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）の専攻科（私立のものに限る。以下この項及び9の項において「私立高等学校等専攻科」という。）」に、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「同法第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表8の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表9の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第2の9の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第3の2の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正等に伴い、関係規定の整備を行う等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 6 月 5 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成 1 9 年熊本県条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「3 5 人」を「3 0 人」に改める。

附則第 3 条第 3 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年熊本県条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「3 5 人」を「3 0 人」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 3 項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第 6 項第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第 5 条第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における一の学級の子どもの数については、第 1 条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 1 4 年 3 月 3 1 日までは、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一の学級の園児の数

については、第2条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、」を「基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合及び同項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、それぞれ」に改める。

第4条中「第19条第3項」を「第19条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「若しくは同法第17条の規定による届出」を削る。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	自動車塗装ブース 等一式	熊本市中央区世 安一丁目7番3 9号 大井産業株式会 社熊本営業所	実習機器として 使用するため	118,800,000 円

(提案理由)

熊本県立高等技術専門校において使用する実習機器として、財産を取得する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 13 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 56 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月31日専決

熊本県知事 木村 敬

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（自動車税の環境性能割（法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。附則第3条の2を除き、以下「環境性能割」という。）にあっては、自動車税事務所長）」を削る。

第23条第1項中「、環境性能割」を削り、「種別割」を「自動車税」に改める。

第99条第1項を次のように改める。

自動車税は、道路運送車両法（昭和26年法律第85号）第2条第2項に規定する自動車のうち、同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のもの（以下この節において「自動車」という。）に対し、その所有者に課する。

第99条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第99条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「自動車の取得者及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第100条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第100条の2から第100条の8までを削る。

第101条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の次に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第3項及び第4項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第102条（見出しを含む。）、第103条（見出しを含む。）及び第104条（見

出しを含む。)の規定中「種別割」を「自動車税」に改める。

第105条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(次項、次条並びに第106条第1項及び第2項において「新規登録」という。)」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項本文中「種別割を」を「自動車税を」に、「収納計器」を「知事が指定した熊本県税証紙代金収納計器(以下この条において「収納計器」という。)」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、「収納印」の次に「(規則で定める形式の印影をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項ただし書中「種別割額」を「自動車税額」に改め、「納税済印」の次に「(規則で定める形式の印影をいう。)」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第5項及び第6項を次のように改める。

5 知事は、前項の規定により収納計器を指定し、又は取扱人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。これらの指定を取り消したときも、同様とする。

6 第4項の収納印で著しく汚染し、又は毀損したものは、無効とする。

第105条に次の2項を加える。

7 前2項に規定するものを除くほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

8 第4項の申告書又は報告書が提出されなかったことにより、第3項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

第105条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「地方税関係手続用電子情報処理組織」を「法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」に、「地方税共同機構」を「法第761条に規定する地方税共同機構」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第106条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第13条第1項の規定による移転登録(以下この条において「移転登録」という。)」に改め、同項第5号中「第99条第3項」を「第99条第2項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第2項」を「前項」に改める。

第107条(見出しを含む。)、第107条の2の見出し及び同条第1項並びに第108条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第109条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第5号中「身体障害者等」を「身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で規則で定めるもの(以下この条において「身体障害

者等」という。)に改め、同項第7号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加え、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項中「種別割」を「自動車税」に、「運転免許証」を「身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証をいう。)」に改め、「免許情報記録個人番号カード」の次に「(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項において同じ。)」を、「特定免許情報」の次に「(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。)」を加え、同条第5項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第3条の2を削る。

附則第6条の7及び第7条中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第8条の5から第8条の12までを削る。

附則第9条の前の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「次条第2項」を「次条第3項」に、「法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」に、「法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第1号及び次条第3項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。))に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電

力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。) その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第9条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号中「法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準」を「同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同項第3号中「法第149条第1項第3号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第101条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第9条の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和

2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの又は同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

附則第9条の2第1項中「第99条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第9条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和27年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

第1条中「の種別割」を削る。

第2条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割（以下「種別割」という。）」を「自動車税」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に、「第100条の6第1項」を「第105条第4項」に改め、

同条第3項及び第4項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第5項中「種別割額」を「自動車税額」に、「第100条の6第1項」を「第105条第4項」に改め、同条第6項中「第100条の6第2項から第4項まで」を「第105条第5項から第7項までに」改める。

第4条第2項及び第5条中「種別割」を「自動車税」に改める。

(熊本県税災害減免条例の一部改正)

第3条 熊本県税災害減免条例(昭和38年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条各号列記以外の部分中「の種別割(以下「種別割」という。)を削り、「種別割について」を「自動車税について」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第1号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2号中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

(熊本県自動車税事務所条例の一部改正)

第4条 熊本県自動車税事務所条例(昭和40年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに附則第3条の2」を削る。

(熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「並びに地方税法附則第29条の10第1項の規定により知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に熊本県税条例第92条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第93条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第92条第6項の規定に該当するに至った場合に

において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の熊本県税条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務は、なお従前の例による。
- 7 施行日前の代替自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割の免除については、なお、従前の例による。

第 14 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 57 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月31日専決

熊本県知事 木村 敬

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 15 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 2 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年5月23日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年12月22日 熊本市北区植木町地内	株式会社アップ ライン (車両使用者) 大型貨物車	7,412,746円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
	個人 (車両運転者)	61,222円	

第 16 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 4 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年5月23日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年2月13日 一般国道218号 上益城郡山都町馬見原地 内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者) (車両運転者)	47,470円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。
	個 人 (車両同乗者)	54,828円	

第 17 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 5 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年5月23日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年5月9日 一般国道325号 菊池郡大津町大字室地内 倒竹	個 人 (車両所有者)	52,444円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 18 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 7 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年5月23日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年12月10日 一般国道266号 宇城市松橋町松橋地内 道路構造不備	個 人 (車両所有者)	61,754円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 19 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 8 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年5月23日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和8年2月17日 一般県道覚井一武線 球磨郡錦町大字木上西地 内 道路構造不備	個人 (車両所有者)	35,937円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 55 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年3月30日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和8年2月2日 宇城市松橋町曲野地内	個 人 (所有者) カーポート	70,400円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 6 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年5月23日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年11月21日 山鹿市古閑地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	997,377円	当事者双方は、 今後本件に係る人的 損害に関して、 裁判上又は裁判外 において一切の異 議及び請求の申立 てをしないこと。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 1 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和8年5月13日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
令和7年12月12日 山鹿市鹿央町岩原地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 58 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年3月31日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年8月14日 阿蘇市一の宮町坂梨 地内	個 人 (車両所有者) (車両運転者) 軽乗用車	1,928,951円	当事者双方 は、今後本件に 関して、裁判上 又は裁判外にお いて一切の異議 及び請求の申立 てをしないこ と。
	個 人 (車両同乗者)	472,588円	

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 3 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年5月23日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和8年1月29日 上益城郡益城町木山地内	株式会社トヨタレンタリース熊本 (車両所有者) 軽乗用車	131,175円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
	株式会社吉本組 (車両使用者) 軽貨物車	274,000円	

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村敬

専第 59 号

工事請負契約の変更について

令和6年9月熊本県議会定例会において議決された新山原水線活力創出基盤交付金（改築）上部工工事請負契約のうち、契約金額「619,960,000円」を「637,842,366円」に変更することとする。

令和8年3月26日専決

熊本県知事 木村敬

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 9 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年5月23日専決

熊本県知事 木村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和7年11月24日 熊本市中央区黒髪地内	個人 (車両所有者) 自転車	24,640円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和7年12月2日 荒尾市西原町地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	440,363円	
3	令和7年12月10日 熊本市東区尾ノ上地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	46,030円	
4	令和8年1月8日 熊本市北区植木町地内	熊本日野自動車 株式会社 (車両所有者) 普通乗用車	66,220円	

5	令和8年1月10日 阿蘇郡産山村大字大利 地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	1,322,210円
		医療法人 社団坂梨会 (車両所有者) 普通乗用車	1,558,500円
6	令和8年3月17日 熊本市東区月出地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	217,833円

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
7	令和7年11月12日 天草市古川町地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異 議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 19 号

歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年熊本県条例第47号）第15条の規定により、令和8年度の熊本県における歯科保健対策の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

歯科保健対策の推進

県民の健康の保持増進に寄与するため、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額（千円）	担当課
1	歯科保健推進事業 （1）歯の健康づくり（8020）推進事業 （2）ヘル歯一元気8020支援事業 （3）地域歯科保健推進事業 （4）むし歯予防対策事業 （5）歯の健康づくり普及啓発事業 （6）熊本県口腔保健支援センター運営事業	13,594	健康づくり推進課
2	医科歯科病診連携発展事業（がん診療）	1,521	健康づくり推進課
3	歯科医療確保対策事業（休日歯科診療助成）	385	健康づくり推進課
4	歯科医療従事者人材確保対策事業	3,000	健康づくり推進課
5	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業	17,400	健康づくり推進課
6	地域みんなで支えるこどもの歯の健康づくり事業	69,555	健康づくり推進課

7	災害時等歯科保健医療提供体制整備事業	134,500	健康づくり推進課
8	物価高騰対策事業（歯科医療機関等分）	124,366	健康づくり推進課
9	賃上げ・物価上昇対策事業（歯科医療機関分）	232,273	健康づくり推進課
10	在宅歯科医療連携室機能強化事業	9,804	認知症施策・地域ケア推進課
11	在宅歯科診療器材整備事業	5,969	認知症施策・地域ケア推進課
12	歯科医師向け認知症対応力向上研修事業	663	認知症施策・地域ケア推進課
13	歯科衛生士による高齢者の自立支援事業	660	認知症施策・地域ケア推進課
14	オーラルフレイル対策普及定着事業	1,015	認知症施策・地域ケア推進課
15	障がい児（者）口腔ケア事業	434	障がい者支援課
16	少子化対策総合交付金事業（早産予防対策事業）	46,703	子ども未来課
17	歯と口の健康推進事業（フッ化物）	902	教育庁体育保健課
18	歯・口の健康づくり研究推進校の指定	－ (ゼロ予算)	教育庁体育保健課

報告第 20 号

地産地消の推進に関する施策の報告について

くまもと地産地消推進県民条例（平成21年熊本県条例第8号）第10条第2項の規定により、令和8年度の熊本県における地産地消の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

1 県民の県内農林畜水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成

郷土料理の伝承、食育・木育の実施、各種広報・イベントによる情報提供等を行い、県内農林畜水産物等に対する理解を深め、郷土愛を育む。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額（千円）	担当課
1	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「SNS・ホームページ等を活用した情報発信」	9,584 の一部	流通アグリビジネス課
2	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「「食のみやこ熊本」地産地消応援団と連携して行う地産地消イベント等の実施」	4,000	流通アグリビジネス課
3	くまもと地産地消推進庁内連絡会議	— (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
4	県ホームページ等の広報媒体を活用した県民への条例周知	— (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
5	関係団体が主催するイベント等での条例の周知及び情報発信	— (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
6	「食のみやこ熊本」創造推進事業	5,360	食のみやこ推進局付
7	庁舎ロビーへの県産品展示	— (ゼロ予算)	販路拡大ビジネス課
8	地域の縁がわづくり推進・支援事業	3,908 の一部	健康福祉政策課
9	子どもの食育推進事業のうち「地域における食育相談事業」	1,243	子ども未来課

10	健康食生活・食育推進事業における地産地消推進の取組	4,612 の一部	健康づくり推進課
11	「くまもと手仕事ごよみ」の情報発信	— (ゼロ予算)	観光文化政策課
12	農林水産業・地域の振興推進事業のうち「くまもと農業フェア負担金」	1,600	農林水産政策課
13	くまもとの米・麦・大豆総合推進事業のうち「食育・米消費拡大対策」	714	農産園芸課
14	「毎日くだもの200グラム運動」の啓発活動支援	708 の一部	農産園芸課
15	ふるさとの食継承・活用推進事業のうち「食文化継承事業」	665	むらづくり課
16	ふるさとの食継承・活用推進事業のうち「くまもとふるさと食の名人派遣事業」	3,489	むらづくり課
17	くまもと県産材需要拡大総合推進事業のうち「県産材需要拡大消費者対策事業」	729	林業振興課
18	くまもとの森林環境教育推進事業	17,028	林業振興課
19	元気な浜づくり普及推進事業のうち「魚食普及の取組」	500	水産振興課
20	くまもと地域未来共創ハイスクール事業のうち「くまもと地域連携キャリアデザイン推進事業」	22,029 の一部	教育庁高校教育課
21	学校給食・食育推進事業	2,634 の一部	教育庁体育保健課

2 安全安心で高品質な農林畜水産物等の生産と高付加価値化

環境負荷を低減した農業の推進や新技術の導入支援等により、安全安心で高品質な農林畜水産物の生産性向上を図るとともに、6次産業化等による高付加価値化を進める。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額(千円)	担当課
----	---------	--------------------	-----

22	「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業	95,808	流通アグリビジネス課
23	6次産業化総合支援強化事業	69,665	流通アグリビジネス課
24	企業の農業参入トータルサポート事業	20,558	流通アグリビジネス課
25	フードバレー構想推進事業	17,719	流通アグリビジネス課
26	地下水と土を育む農業総合推進事業のうち「くまもとグリーン農業推進事業」	7,986	農業技術課
27	いぐさ産地復興総合支援事業	24,060	農産園芸課
28	一般社団法人熊本県野菜振興協会が実施する産地育成事業	2,415	農産園芸課
29	特用林産物流通促進事業	5,247	林業振興課

3 県内農林畜水産物等の流通の促進及び消費の拡大

県内の直売所及び量販店等における農林畜水産物等の販売促進活動を支援し、流通の促進及び消費の拡大を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額（千円）	担当課
30	フードバリューチェーン構築推進事業	2,231 の一部	流通アグリビジネス課
31	卸売市場整備活性化事業のうち「拠点卸売市場活力アップ事業」	1,000	流通アグリビジネス課
32	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「県産品の地域内流通体制の構築」	1,000	流通アグリビジネス課
33	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消協力店と連携した情報発信の取組」	490 の一部	流通アグリビジネス課

34	料理人による「食のみやこ熊本」魅力向上事業	10,900	流通アグリビジネス課
35	職員住宅管理等事業のうち「職員住宅畳替えに伴う県産いぐさの利用」	5,791 の一部	総務厚生課
36	庁舎維持修繕費のうち「水前寺二丁目宿舍畳替えに伴う県産いぐさの利用」	717 の一部	財産経営課
37	資産の有効活用（県有施設における自動販売機設置事業者の選定）	— (ゼロ予算)	財産経営課
38	ふるさとくまもと応援寄附金推進費のうち返礼品の贈呈	130,284 の一部	税務課
39	水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業	54,255 の一部	地域振興課
40	五木村の物産・林業振興支援	— (ゼロ予算)	球磨川流域復興局付
41	地域福祉総合支援事業	7,098 の一部	健康福祉政策課
42	社会福祉施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に基づく監査における地産地消の推進	— (ゼロ予算)	社会福祉課
43	「大型店の立地に関するガイドライン」による大型店への協力要請	— (ゼロ予算)	商工振興金融課
44	プロスポーツによる地域活性化事業のうち「ロアッソ熊本支援県民運動推進事業」	3,000 の一部	スポーツ交流企画課
45	くまもと茶ビジネス確立支援事業	3,410 の一部	農産園芸課
46	くまもとの花消費拡大推進活動への支援（花き協会補助事業）	1,604	農産園芸課
47	熊本県産いぐさ畳表消費拡大緊急加速化事業	33,000	農産園芸課
48	「食のみやこ熊本県」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業のうち「天草大王ブランド価値向上支援事業」	835	畜産課

49	「食のみやこ熊本県」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業のうち「県産銘柄牛肉ブランド価値向上推進事業」	14,369	畜産課
50	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業のうち「くまもとジビエ普及拡大支援事業」	13,986 の一部	むらづくり課
51	くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業のうち「住宅への県産資材提供事業」	6,322	林業振興課
52	熊本県木材利用促進本部会議	— (ゼロ予算)	林業振興課
53	元気な浜づくり普及推進事業のうち「くまもとの魚販売力強化」	400	水産振興課
54	公営住宅維持補修事業のうち「県営住宅畳替え工事」	862,186 の一部	住宅課
55	公営住宅ストック総合改善事業のうち「住戸改善工事」等	262,981 の一部	住宅課
56	患者給食材料の購入	111,210 の一部	病院局総務経営課
57	警察施設維持管理費のうち「宿舍畳表替えに伴う県産いぐさの利用」	6,700 の一部	警察本部会計課

4 農林畜水産業と商工・観光業等の連携による地域経済の活性化

食分野の新しい技術を活用したフードテックや食文化を活かした新商品・メニューの開発を行うなど、商工業・観光（文化）業と連携した地域経済の活性化を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額（千円）	担当課
58	「食のみやこ熊本」創造推進事業（レストラン等誘致促進事業）	3,200	食のみやこ推進局 付
59	食のみやこ熊本「物産フェア&大商談会」 実施事業	14,396	販路拡大ビジネス 課
60	くまもとの乾杯！県産酒推進事業	6,209	販路拡大ビジネス 課

61	「食のみやこ熊本」球磨焼酎消費拡大推進事業	35,000 の一部	販路拡大ビジネス課
62	くまもと県産酒物価高騰緊急支援事業	103,000 の一部	販路拡大ビジネス課
63	マーケット拡大支援事業のうち「新商品開発等支援事業」	2,407 の一部	販路拡大ビジネス課
64	物産振興事業のうち「県産品振興対策事業」	773	販路拡大ビジネス課
65	くまもと未来づくりスタートアップ補助金	184,000 の一部	地域振興課
66	天草エアライン利用者に対する県産品の提供及びパンフレットの配布	－ (ゼロ予算)	交通政策課
67	研修指導事業（食品加工室）	1,009	産業技術センター
68	農産加工研究開発事業（特別支援事業）	1,080	産業技術センター
69	熊本県食料産業クラスター協議会	－ (ゼロ予算)	産業技術センター
70	観光DMPを活用した観光マーケティングによる誘客プロモーション	15,000 の一部	観光振興課
71	熊本の「食」を活用した誘客の促進	6,787 の一部	観光振興課
72	交通事業者、旅行会社等と連携した誘客促進	13,163 の一部	観光振興課

5 農林畜水産業が果たす多面的機能の再認識

農林畜水産業及び食に関する体験等を通じて、農林畜水産業が果たしている多面的機能（地下水涵養、自然環境の保全、防災・減災等）への再認識を促す。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額（千円）	担当課
73	地下水と土を育む農業総合推進事業のうち「県民理解の促進・消費拡大推進事業」	9,770	農業技術課

74	都市農村交流対策事業	8,250	むらづくり課
75	未来につなぐふるさと応援事業のうち「農○連携事業」	11,500 の一部	むらづくり課
76	未来につなぐふるさと応援事業のうち「棚田地域活動支援事業」	4,000	むらづくり課

報告第 21 号

い業振興に関する施策の報告について

熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例（令和7年熊本県条例第26号）第4条第7項の規定により、令和8年度の熊本県におけるい業振興に関する施策を次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

1 い業振興に向けた各種施策の推進

いぐさ・畳表の生産・流通・消費対策を推進するため、生産基盤の強化及び需要創出に向けた取組を実施するとともに、関係団体の活動を支援する。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額（千円）	担当課
1	いぐさ産地復興総合支援事業	24,060	農産園芸課
2	いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業	18,655	農産園芸課
3	くまもと畳表価格安定対策事業	24,158	農産園芸課
4	熊本県産いぐさ畳表消費拡大緊急加速 化事業	33,000	農産園芸課
5	いぐさらボによる産地復興支援事業	9,481	農業研究センター

2 県有施設での県産いぐさ・畳の利用促進

県産いぐさ・畳の消費拡大を図るため、県有施設における利用を促進する。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額（千円）	担当課
6	職員住宅管理等事業のうち「職員住宅 畳替えに伴う県産いぐさの利用」	5,791 の一部	総務厚生課
7	庁舎維持修繕費のうち「水前寺二丁目 宿舍畳替えに伴う県産いぐさの利 用」	717 の一部	財産経営課

8	公営住宅維持補修事業のうち「県営住宅畳替え工事」	862,186 の一部	住宅課
9	警察施設維持管理費のうち「宿舍畳表替えに伴う県産いぐさの利用」	6,700 の一部	警察本部会計課

報告第 22 号

家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

くまもと家庭教育支援条例（平成24年熊本県条例第88号）第11条の規定により、令和8年度の熊本県における家庭教育支援の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

1 親としての学びを支援する学習機会の提供

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額（千円）	担当課
1	くまもと子育て応援プロジェクトの実施	1,524	子ども未来課
2	消費生活相談・啓発事業	53,603 の一部	消費生活課
3	食品ロス削減推進事業（消費者等の意識 改革・行動変容）	6,740 の一部	消費生活課
4	情報安全出前講座	26	教育政策課
5	くまもと「親の学び」プログラムの推進 （保護者対象）	1,607 の一部	社会教育課
6	肥後っ子をまもる保護者教室	385 の一部	生活安全企画課

2 親になるための学びの推進

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額（千円）	担当課
7	私立中学・高校における保育体験の推進	8,902 の一部	私学振興課

8	高校生の留学促進事業	2,700	私学振興課 義務教育課
9	認知症サポーターアクティブチーム支援事業	4,033 の一部	認知症施策・地域 ケア推進課
10	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業	53,520	社会福祉課
11	私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れの推進	71,459 の一部	子ども未来課
12	思春期健康教育事業（プレコンセプションケア普及啓発推進事業）	10,843 の一部	子ども未来課
13	こどもの居場所づくり支援事業（学習支援・交流事業）	13,008	子ども家庭福祉課
14	環境教育・学習の推進	40,606 の一部	環境立県推進課
15	若年層への食の安全に関する学習機会の提供	610 の一部	くらしの安全推進 課
16	消費生活相談・啓発事業（再掲）	53,603 の一部	消費生活課
17	食品ロス削減推進事業（消費者等の意識改革・行動変容）（再掲）	6,740 の一部	消費生活課
18	地下水と土を育む農業の推進	9,770 の一部	農業技術課
19	くまもと「親の学び」プログラムの推進（中高生対象）	1,607 の一部	社会教育課
20	非行防止教室・薬物乱用防止教室	385 の一部	生活安全企画課

3 人材養成

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行うことで、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額（千円）	担当課
----	---------	--------------------	-----

21	現任保育士等研修事業	28,867	子ども未来課
22	情報安全出前講座（再掲）	26	教育政策課
23	公立高等学校の家庭科主任を対象とした講習	1,225 の一部	高校教育課
24	県内の地理歴史科・公民科教員を対象とした研修	5,166 の一部	高校教育課
25	県立高等学校の進路指導主事等を対象とした講習	22,029 の一部	高校教育課
26	健康教育担当者を対象とした研修会	226	体育保健課
27	幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	5,797	義務教育課
28	幼稚園教員・保育士等を対象とした研修	2,494 の一部	義務教育課
29	くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会	1,607 の一部	社会教育課
30	くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座	1,607 の一部	社会教育課
31	県統括コーディネーター配置事業（地域と学校の連携・協働に関するアドバイザー配置）	1,153	社会教育課
32	人材育成・活動推進事業	739	社会教育課
33	社会教育団体等指導者研修	83 の一部	社会教育課
34	肥後っ子いきいき読書環境づくり事業	132	県立図書館

4 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の促進

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額(千円)	担当課
35	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業(再掲)	53,520	社会福祉課
36	私立幼稚園における預かり保育を通じた子育て支援	6,247	子ども未来課
37	リトルエンジェル支援	2,941 の一部	子ども未来課
38	こどもの居場所づくり支援事業(学習支援・交流事業)(再掲)	13,008	子ども家庭福祉課
39	「くまなびの日」実施	— (ゼロ予算)	教育政策課 高校教育課 特別支援教育課 義務教育課
40	ほほえみスクールライフ支援事業	120,960	特別支援教育課
41	人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助事業	27,551	特別支援教育課
42	通学支援補助事業	2,880	特別支援教育課
43	学校等警察連絡協議会	16,422 の一部	学校安全・安心推進課 生活安全企画課
44	地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業(学校における働き方改革を踏まえた地域学校協働活動推進員配置)	63,442 の一部	社会教育課
45	地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業(家庭教育支援員配置)	63,442 の一部	社会教育課
46	地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業(地域における学習支援、体験活動)	63,442 の一部	社会教育課
47	「熊本の心」活用推進事業	177	社会教育課

48	スクールサポーター活用事業	39,238	生活安全企画課
----	---------------	--------	---------

5 相談体制の整備及び充実

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額(千円)	担当課
49	スクールソーシャルワーカー補助事業	6,000	私学振興課
50	私立幼稚園における子育て支援活動の推進	6,247 の一部	子ども未来課
51	ひとり親家庭等支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」	8,922	子ども家庭福祉課
52	子ども・若者総合相談センター事業	20,817	子ども家庭福祉課
53	児童家庭支援センター事業	160,331	子ども家庭福祉課
54	ヤングケアラー支援体制強化事業	4,700	子ども家庭福祉課
55	医療的ケア児等暮らし安心サポート事業	10,432 の一部	障がい者支援課
56	男女共同参画相談室らいふ	6,200	男女参画・協働推進課
57	スクールカウンセラー活用事業	174,454	学校安全・安心推進課
58	スクールソーシャルワーカー活用事業	151,090	学校安全・安心推進課
59	学校支援アドバイザー配置事業(市町村立学校)	5,025	学校安全・安心推進課
60	学校問題解決支援事業	5,761	学校安全・安心推進課

61	家庭教育電話相談事業	2,755 の一部	社会教育課
62	少年相談「肥後っ子テレホン」事業	34,000 の一部	生活安全企画課

6 広報及び啓発

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和8年度当初 予算額(千円)	担当課
63	子育て情報提供、くまもと子育て応援プロジェクトの実施(再掲)	3,187	子ども未来課
64	家庭から暴力をなくすキャンペーン	900	子ども家庭福祉課
65	くまもと子ども・若者”よりそい”シンポジウム等の開催	20,817 の一部	子ども家庭福祉課
66	熊本県・熊本市連携発達障がいに関する講演会	56,818 の一部	障がい者支援課
67	青少年健全育成推進事業のうち「家庭の日」あったか家族コンクールの実施	1,402 の一部	くらしの安全推進課
68	熊本県少年保護育成条例の周知啓発	1,402 の一部	くらしの安全推進課
69	消費生活相談・啓発事業(再掲)	53,603 の一部	消費生活課
70	食品ロス削減推進事業(発生抑制及び有効活用)	6,740 の一部	消費生活課
71	「くまもと早ね・早おき いきいきウィーク」の実施	635 の一部	義務教育課
72	「熊本県就学前教育に係る実態調査」の実施及び結果の活用	635 の一部	義務教育課
73	「くまもと家庭教育支援チーム」の推進	246 の一部	社会教育課

74	「くまもと家庭教育10か条」等の啓発	246 の一部	社会教育課
75	家庭における情報モラル事業	246 の一部	社会教育課
76	家庭教育支援功労者及び家庭教育支援優良団体表彰	771 の一部	社会教育課
77	家庭教育推進啓発事業	771 の一部	社会教育課
78	「親の学び」推進園事業	771 の一部	社会教育課
79	家庭教育支援幼保連携事業	771 の一部	社会教育課
80	民間企業への「お出掛け『親の学び』講座」実施による普及促進	1,607 の一部	社会教育課
81	熊本県子ども人権フェスティバル事業	1,995	人権同和教育課
82	人権教育促進事業	570	人権同和教育課
83	図書館サービスの充実	— (ゼロ予算)	県立図書館
84	こども本の森 熊本の運営及び充実	44,365	県立図書館
85	少年の非行・被害防止に関する広報啓発資料の作成	385 の一部	生活安全企画課

発行者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和 8 年度